



KOYANO  
C. P. A.  
OFFICE

# 小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1

代々木1丁目ビル 14階

TEL: 03-5350-7435 FAX: 03-5350-7436

## 《会計・税務の知識》租税条約の基礎

昨今、企業の海外進出が進み、国内法のみならず、海外での税務の取扱いや国内法との適用関係も考えなければならぬ場面が多くなると予想されます。

そこで、今回は国際税務を考える上で重要となる、租税条約について考えます。

### 1. 概要

日本は、国際的な二重課税の調整、脱税及び租税回避の防止を目的として多くの国と租税条約を締結しています。一般に相手国の個人や企業に対する自国での課税関係を明確にし、二国間の健全な投資・経済交流を促進する効果もあります。

日本では、租税条約の規定が国内法と抵触する場合には、租税条約が優先されます。

日本は平成23年6月末現在において、48の租税条約を締結し、59ヶ国をカバーしています(下図参照)。アフリカ諸国及び中南米以外では、日本と経済的な関係がある主要な国は概ねカバーされつつあります。

### 2. 二重課税回避のために

租税条約の目的である国際二重課税の回避のために、どのような取扱いがなされるか、事例をもとに考えてみたいと思います。

#### (事例)

米国にあるA社(米国居住者、日本にPEなし)が、日本にあるB社(日本居住者)に10億円を貸し付けた。B社は日本国内でそれを使用し、利子1億円(日本国内源泉所得)を、A社に支払った。

#### (1) 源泉地国での課税についての減免等

非居住者に対する課税という場面において、租税条約が適用されます。非居住者課税をする国が源泉地国での課税の減免等を行います。事例では、日本国が日本の非居住者であるA社の日本国内源泉所得

(利子1億円)について、減免等を行います。減免等というのは、①軽減、②免除、③源泉地国国内法同様の取扱いのいずれかをいいます。なお、日米租税条約(11条)では、日本の国内税法による20%での源泉徴収課税について、10%まで軽減するという取扱いになっています。

#### (2) 居住地国で外国税額控除をする。

居住地国では外国税額控除により、二重課税の調整をしています。前述の事例では、居住地国とはA社が所在する米国を指します。租税条約に従って、相手国(源泉地国たる日本)で課税された租税の額

(事例では1千万円[利子1億円×10%])を外国税額控除する取扱いとなっています。また、(1)の源泉地国での減免等の措置がなされることで、外国税額控除において、源泉税が控除しきれないという問題が発生しないようになっています。

### 3. その他の役割

上記の他、租税条約は以下のような役割も果たしています。

- ①課税当局同士で情報を交換し税務調査等で協力
- ②明確な共通の課税ルールを定め予測可能性を付与
- ③租税条約違反があれば、政府間相互協議、仲裁機関で審理

### 4. 租税条約交渉の流れ(外務省主管)

租税条約交渉の流れは以下の通りです。

条約交渉開始→基本合意→署名→国会承認(衆・外務委員会、参・外交防衛委員会で審査)→公文の交換→発効・公布

(注)署名、国会提出、公文の交換及び公布にあたっては、外務省の閣議請議により閣議決定を行う。

### 5. おわりに

企業の海外進出、国際的取引の増加等を背景に租税条約の果たす役割は今後益々増えるかと思えます。したがって、二国間でどのような取扱いがなされることになるか、また、経済関係や経済情勢に応じた租税条約の今後の状況についても留意しておくことが重要です。

出典：財務省

(担当：山田 慶)

